

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置の取扱い

昭和 63 年 9 月 14 日 決 定
令和 2 年 1 月 22 日 改 正
令和 3 年 6 月 9 日 改 正
令和 5 年 9 月 20 日 改 正

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ)を休講とする。

(1) JR 西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合

(2) 神戸市バス 16 系統及び 36 系統が同時に運休した場合

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

- ① 午前 6 時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1 時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後 2 時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、気象警報が解除された場合は、次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前 6 時までに、気象警報が解除された場合は、1 時限目の授業から実施する。
- (2) 午前 10 時までに、気象警報が解除された場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後 2 時までに、気象警報が解除された場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

文学部の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし、午前 6 時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1 時限目の授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず、授業開講部局の長が、学生の安全確保のため必要があると判断した場合は、当該部局の授業等について、休講等の措置をとることがある。

5. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、ホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

(注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。

2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」による。
3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
5. このほか、必要な事項は別に定める。
6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
7. この取扱いは、令和5年9月20日から適用する。